

3 特別な配慮を要する子どもや家庭への支援

【本市の取組み状況】

配慮を要する子どもや家庭において、その背景にある課題等も含めて複数の問題等を抱えている状況があるとともに、発見が遅れたり、早期に必要な支援に結び付けられなかったため、重篤化してしまう場合もみられるようになっていきます。

一方で、子どもや家庭を支えていく支援は、福祉、教育、保健、医療、労働等多様な分野にわたり、さらに支援を担う機関は、目的別、年齢別に専門分化しており、これら社会資源の内容や利用方法が複雑で見えにくい状況もあります。

市においては、早期発見、早期支援に努めるとともに、個別に抱える状況や課題等に対応して必要な支援につなげていくため、各種相談窓口の充実、庁内機関との連携、庁内機関が関係する外部機関等との連携等を進めてきました。

配慮を要する子どもや家庭に対して、関係機関や各種支援が効果的に連携し、児童や家庭の自立に向けた支援の引継ぎ、継続等、総合的な支援体制を整備、充実していくことが必要です。

3-1 児童虐待防止対策の充実

【現状と主要課題】

【現状】

児童虐待対応件数は、全国的には増加の一途をたどっており、県内においても近年増加傾向にある。倉吉市における児童相談所が対応した児童虐待件数は、平成17年度以降、平均8件程度で推移しているものの、心理的虐待や育児放棄等のネグレクトの件数が増加傾向にあり、予断を許さない状況にあります。

また、倉吉市要保護児童対策地域協議会で取り扱っているケースについても、児童福祉法の改正により、虐待等を受けたいわゆる「要保護」児童のみならず、保護者や児童等の支援を要する「要支援」家庭も取り扱うことになったことから、継続ケースを含めた取扱い件数が100件を超え、年間の新規ケースも30件を超えるようになっていきます。

近年のライフスタイルの変化に伴い、近所づきあいが希薄化した現代において、児童虐待は今や大きな社会問題にまで発展しています。子育てに対して不安や悩みを抱えていても近隣に頼れる人や相談する人が少ないなど、親の孤立化をはじめ、育児力の低下や生活困窮など様々な問題が原因として考えられます。

児童虐待は、子どもが健やかに成長する権利の侵害であり、虐待を防止し、全ての児童の健全な心身の成長、社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで、総合的な支援体制をさらに整備するとともに、福祉、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関に加え、NPOやボランティア団体など、様々な人々が幅広く連携・協力していくことが必要不可欠といえます。

【主要課題】

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向け、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実していくことが必要です。

【具体的な施策】

① 発生予防対策の推進と啓発

子どもの虐待防止、発生予防に関しては、11月の児童虐待防止推進月間を中心としたオレンジリボン運動等の普及啓発及び保育所、認定こども園、学校等、子どもに関係する機関等の構成員、保護者等に対する啓発等に努めます。

また、母子健康手帳の交付時、乳児家庭への全戸訪問等により把握した家庭への育児・養育支援、子育て支援センターによる育児支援等を行います。

② 早期発見・相談・通告のしくみづくり

早期発見・早期対応に関しては、保育所や認定こども園、学校、医療機関をはじめ子どもに関わる全ての人が児童虐待等に対して理解し、連携して早期発見や通告できる仕組みづくり、地域住民の理解と協力が得られるよう広報や啓発を行います。また、児童相談所等関係機関と連携し、家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを行う親支援の推進に努めます。

③ 子育ての総合的な相談体制の整備

子どもに関わる相談は、子ども家庭課に設置している家庭児童相談室で家庭児童相談員、保健師等専門職を配置するとともに、子育て支援センター等を活用し、子どもや子育てに関わる様々な相談が受けられる体制の充実に努めます。また、相談に関わる関係職員の継続した研修等を行い、資質の向上に努めます。

④ 要保護児童対策地域協議会の運営

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や、保護者を含めた適切な支援を行っていくため、関係機関がその子どもや家庭等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。本市では、平成17年度に「要保護児童対策地域協議会」において、予防対策から早期発見、迅速で適切な対応、子どもの自立まで一貫した支援体制のもと、個別ケースの具体的な対策、要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討や評価等を行う福祉、保健医療、教育、警察等地域の関係機関の連携を強化した運営に努めます。

⑤ 子どもや子育て家庭への見守り等地域での支援体制の整備と充実

保育所や認定こども園、児童館、児童相談所等で実施している子育て家庭への支援プログラムの活用や情報提供のほか、民生委員・児童委員をはじめ地域住民への啓発を行い、子どもや子育てへの支援や見守り等地域での支援体制の整備とネットワークづくりに引き続き努めます。

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
家庭訪問による育児支援の充実	電話相談や健診、母子健康手帳交付時等で、育児不安がある場合や子どもとのかかわりで問題があると思われる場合、また、乳幼児健診未受診の家庭に保健師等が家庭訪問し個別に指導や助言を行う。	保健センター
乳幼児健診における子育て指導の充実	子育てについての悩みがある場合、保健師が相談を受ける。相談内容によって心理士の子育て相談や児童相談所へ紹介する。	〃

子育て支援センター事業の充実	地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るため、保育所の機能を活用して育児相談、指導、情報提供、子育てサークル等の支援などを行う。センター同士の連携・協力により、また、他の事業と連携してより充実した事業の展開を図る。	子ども家庭課 子育て総合支援センター
発達障がい者支援体制整備事業の実施	特別な支援を要する子どもに対し、早期発見から適切な療育へとつなげるシステムづくり、そして、乳幼児期から就学前、学齢期、就労の段階まで発達段階に応じて、保健・医療・福祉・教育関係機関が連携して、系統だった切れ目ない一貫した支援を行うことが可能なシステムづくりを行う。	子ども家庭課 保健センター 福祉課 学校教育課
乳幼児全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	保健師または母子保健推進員及び保育士が家庭を訪問し、母子に関する相談等を行う。	子ども家庭課 保健センター
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要と思われる家庭を、子育て OB 等が訪問し、養育に関する指導、助言、育児・家事支援等を行う。	子ども家庭課
保育所・認定こども園・学校等関係職員への啓発	関係職員に対し、様々な機会を通じて啓発及び研修等を行う。	子ども家庭課 学校教育課
保育所・認定こども園・学校等での保護者啓発	園や学校行事等や、資料の配付等、様々な機会を通して保護者への啓発を行う。	子ども家庭課 学校教育課
主任児童委員、民生委員・児童委員との連携	地域で身近に子育ての相談や情報提供、見守りを行う。	福祉課
主任児童委員連絡会議	児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員が委員間の情報交換や研修の場として、また、地域における児童の健全育成に関わる委員の資質の向上を図るため連絡会議を開催する。	〃
民生児童委員、主任児童委員研修の充実	子育てに関する講演会や研修会などにより委員の資質の向上を図るとともに、連携を図る。	〃
チェック体制の整備と通告のしくみづくり	乳幼児健診・保育所・認定こども園・学校等において児童虐待等を発見するため、職員研修を実施し、チェック体制の整備と相談、通告へのしくみづくりを行う。	子ども家庭課
保護者への啓発	保育所・認定こども園保護者会、PTAへの啓発を行う。	〃
関係機関等との連携	児童相談所、医療機関、警察等と連携し、発見から通告への対応にあたる。	〃
市報等による広報・啓発	11月の児童虐待防止推進月間を中心に、チラシ、市報等により、児童、保護者、市民、公民館組織等への広報と意識啓発を図る。	〃
家庭児童相談室事業の充実	各種子育ての相談に対応するため、家庭児童相談員、保健師等を配置し、児童相談所等と連携して相談体制の充実を図る。	〃
関係職員の研修	家庭児童相談、児童虐待防止に関わる関係職員に研修を実施・派遣し、資質の向上を図る。	〃
要保護児童対策地域協議会の運営	福祉・保健医療・教育・警察等地域の関係機関で組織する。代表者会議と実務者会議を運営し、要保護児童等に対する全体の支援システムについての検討及び個別の処遇会議を随時開催する。	〃

3-2 障がいのある子ども等への支援

【現状と主要課題】

【現状】

- ① 障がいのある人への生活の各場面に関わる様々な分野に広がる支援や、障がいのある子どもと保護者への成長の段階に応じた支援を継続的に行っていくよう、保健や医療・福祉、教育、就労などの関係する各関係機関等が連携した支援体制づくりを進めています。

平成 25 年度から倉吉市に児童指導員を配置し、特に幼児期を中心に、障がいの早期発見、適切な療育支援の取り組みを強化しています。

- ② 障がいの有無に関わらず共に生活していくために、幼児期から違いを認め合う等、年代に応じた啓発や保護者を含めた地域住民への啓発を行っています。

【主要課題】

- ① 様々な障がいについて乳幼児健診や保育所、認定こども園、学校等の場において気づき、専門医や療育機関等と連携して子どもの健全な成長や生活を支援していくために、「発見から療育へとつながるシステム」や就学前から就学、就労へと「生涯を通じて継続した支援システム」の整備が今後とも必要です。

また、子どもの成長発達全般について相談できる医療機関が中部圏域全体として不足しており、医療・相談体制の充実が求められています。

- ② 療育や保育、教育、就労支援、生活支援等に関わる各関係機関からの多岐にわたる支援が効果的に繋がり、継続して支援していく体制が不可欠です。そのためにも、各関係機関等が的確に連携して取り組むことが今後とも必要です。

- ③ 発達障害についての支援体制づくりの取り組みを進めていく中で、相談件数は年々増加してきているとともに相談の内容も多岐にわたってきています。引続き、相談・支援体制の整備に取り組んでいく必要があります。

【具体的な施策】

- ① 早期発見と早期療育・教育環境の整備

乳幼児健診の充実を図り、障がいの早期発見に努めるとともに、発見から診断や支援に結びつく一連の流れを整備し、専門医や関係機関等と連携して適切な支援が行えるよう環境整備に努めます。

また、障がいのある子どもたちが地域でともに保育、教育が受けることができるよう関係機関との連携を強化するとともに、研修等を実施し関係する全ての職員の質の向上に努めます。

- ② 保健・医療・福祉・教育等関係機関の連携とネットワークづくり

乳幼児期から学齢期、就労の段階まで継続した支援ができるよう保健・医療・福祉、教育、就労等関係機関が連携する体制を構築するとともに、地域住民を含めた支援ネットワークづくりに努めます。

また、子どもの成長発達について、身近な場所で医療・相談が受けられるよう、体制の充実を県等関係機関に要望していきます。

③ 子どもや家庭への支援

障がいのある子どもや家族が、地域で安心してともに生活できるよう相談機能や各種サービスを充実させるとともに、情報提供と適切な利用援助に努めます。また、学齢期の障がい児が放課後や夏休みなどに毎日活動できる場所を確保し、コミュニケーション能力等、社会生活に必要な力を身につけることや、親の就労や社会参加の機会の確保に努めます。

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
人権・同和保育の推進	全ての子ども一人ひとりの健全な成長と発達を図り、差別を許さない心・差別に負けない力・差別をなくする力を育てる保育を実施する。	子ども家庭課
障がいに応じた学級の開設	児童生徒の障がいに応じて、「知的障がい」、「自閉症・情緒障がい」、「聴覚障がい」、「肢体不自由」、「病弱」等の学級を開設し、必要な支援を行う。	学校教育課
特別支援学級支援非常勤講師等の配置	一つの特別支援児学級に在籍する児童生徒が3学年以上にまたがる場合、きめ細やかな指導が行えるよう支援の人員を配置する。	〃
病院内学級の開設	厚生病院に長期入院する児童生徒の学習が遅れないようにするため、希望がある場合には、入院期間中に教員を配置し、「つくし学級」を開設する。	〃
発達障がい者支援体制整備事業の実施	特別な支援を要する子どもに対し、早期発見から適切な療育へとつなげるシステムづくり、そして、乳幼児期から就学前、学齢期、就労の段階まで発達段階に応じて、保健・医療・福祉・教育関係機関が連携して、系統だった切れ目ない一貫した支援を行うことが可能なシステムづくりを行う。	子ども家庭課 学校教育課
保育所・認定こども園入所児等巡回相談の実施	医師等を派遣して市内保育所・認定こども園を巡回し、発達に遅れがある、又はそのおそれがある子どもに対して適切な指導・保育を行うため、保育士、幼稚園教諭や保護者に対して療育に関する相談や指導を行うとともに、関係者の処遇方針の調整を図る。	子ども家庭課
保健師等による家庭訪問の充実	障がいがあると認められる又は疑われる子どもに対して、継続的な訪問を行い、療育につなげ、子どもや家族への支援を行う。	保健センター
乳幼児健診及び5歳児発達相談の充実	各健診において個々の発達を確認し障がいの早期発見に努め、適切な指導や療育が行えるよう専門機関と連携をとる。	〃
通所指導教室の実施(きらり教室)	発達や生活に個別の療育や支援が必要な児童を対象に、週1回通所による個別指導、小集団指導、家族への育児支援を行う。	子ども家庭課

加配保育士の配置	保育所に入所している障がいのある子どもに対し、必要に応じ加配保育士を配置する。	子ども家庭課
子どもの発達支援研修会の開催	保育所、認定こども園、学校職員、保健師等を対象とした障がいの早期発見、子どもの適切な成長への支援を促進する集合研修を行う。	〃
発達障がい通級指導教室の開設	明倫小に「まなびの教室」を開設し、専門的な知識を持った教員が、通級を希望する児童の指導や保護者の相談に対応する。	学校教育課
言語通級指導教室の開設	上灘小に「ことばの教室」を開設し、専門的な知識を持った教員が、通級を希望する児童生徒の指導や保護者の相談に対応する。	〃
学習障がい（LD）等専門員の配置	発達障がいの児童生徒の支援のため、小中学校を巡回し、児童生徒の指導、教員・保護者の相談への対応を行っている。	〃
元気はっらっプラン教員補助員の配置	発達障がい及びその傾向をはじめ、様々な理由により学校で生活し学習する上で個別の支援を要する児童生徒に対して、教職員の指示を受けて支援を行う	〃
相談窓口での支援	子ども家庭課、福祉課に保健師等を配置して、相談から個別援助計画の作成等継続した支援を実施する。	子ども家庭課 福祉課
障がい者地域生活支援センター事業の実施	障がいのある人が地域で自立して生活するため、センターに相談員を配置し、相談、情報提供、サービスの調整等を行い、障がいのある人やその家族の地域での生活を継続して支援する。	〃
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する際に、利用意向や心身の状況等を勘案し、「サービス等利用計画案」を相談支援員が作成する。	〃
家族（本人）、関係者による支援会議の開催	家族（本人）と保健、医療、福祉、教育等本人を取り巻く関係者による会議を開催し、生活の援助計画を協議し、役割分担、処遇方針の調整を図り、連携して支援するシステムをつくる。	子ども家庭課
地域住民への啓発	地域生活支援センター等と連携し、生活を支援する中で、周辺住民への啓発を行い、理解を促進するとともに、市報等を通じて広報し啓発を図る。	福祉課
情報提供、各種制度利用への支援	市の窓口や障がい者地域生活支援センター、関係施設や事業所等の職員の研修を実施し、適切な情報提供や各種制度利用への支援を行う。	子ども家庭課
障害児福祉手当の支給	重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を要する 20 歳未満の在宅の方を対象に障がい児福祉手当を給付する。	福祉課

特別児童扶養手当の支給	障がい基礎年金と同程度の障がいのある20歳未満の児童を扶養している保護者の方等を対象に特別児童扶養手当を給付する。	子ども家庭課
障害者総合自立支援法の障害福祉サービスの推進	ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ等の在宅支援を行う。	子ども家庭課 福祉課
補装具の給付	身体の一部の欠損又は機能の障がいを補い、日常生活を容易にするための用具の給付や修理を行う。	福祉課
更生医療（育成医療）の給付	身体に障がいのある人（子ども）が、指定された医療機関において高度な医療を受けることにより、障がいの軽減・除去や機能回復を図る。	〃
日常生活用具の給付	在宅の障がいのある人に日常生活の利便向上のための用具の給付・貸与を行う。	〃
障がい者住宅改良助成事業の実施	重度障がいのある人に対し、日常生活の利便を向上させるために必要な住宅の改良に要する経費の一部を助成する。	〃
重度障がい者タクシー料金の助成	重度の障がいのある人に対し、タクシーチケットを交付することにより、社会参加促進と経済的負担の軽減を図る。	〃
特別医療費の助成（障がい）	一定の障がいのある人に対し、障がいの種別・程度に応じて医療費を助成する。	医療保険課
各種利用料の減免等の実施及び情報提供	各種利用料の減免、割引等の実施と周知を図り、経済的負担を軽減する。	子ども家庭課 等
軽自動車税の減免	身体障がいのある人又は家族が所有する軽自動車で一定の条件を満たしたものについて、軽自動車税を減免する。	税務課
放課後児童健全育成事業の実施	保護者の就労等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童を対象にした放課後児童保育を実施する。	子ども家庭課
日中一時支援事業	障がいのある児童の放課後の見守りを行う。	〃

<p>3-3 ひとり親家庭への支援</p>
<p>【現状と主要課題】</p>
<p>【現状】</p> <p>① 離婚等の増加により、母子家庭や父子家庭のひとり親家庭が、近年増加傾向にあります。相談件数についても、増加傾向にあり、その内容も、家庭によりさまざま、家庭生活において多くの問題を抱えている場合があります。きめ細かな相談体制、施策・取り組みについての情報提供を充実させ、関係機関との連携による支援を進めています。</p> <p>② ひとり親家庭は、低所得や不安定な就労形態など厳しい経済状況にある世帯の割合が大きく、子育ての負担感増大の要因になっているため、関係機関と連携をとりながら、資格取得の支援や就労支援を進めています。</p> <p>【主要課題】</p> <p>① ひとり親家庭において、子育てをしながら収入面・雇用条件等でよりよい就業ができ、経済的に自立できることが本人にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであるため、「自立」を促進し支える、家庭の実情に応じた、きめ細やかな「自立支援」、「子育て支援」、「各種サービスの利用」について取り組んでいきます。</p> <p>② 安定した生活環境が保てるよう、経済状況を向上させていくために、引き続き就労に有利な資格の取得や、関係機関との連携を図り、就労支援を行っていきます。また、児童自身の自立のために、学習を支援する事業を進めていきます。</p> <p>③ ひとり親家庭においては、身近に相談者相手がないため、さまざまな問題をひとりで抱えてしまうことがあり、家事や育児などの家庭の責任と生活していくための仕事の両立に大きな影響を与えています。このような、状況を踏まえ、各家庭の実情に応じた相談体制をさらに充実させ、きめ細かな支援の展開を図ります。</p>
<p>【具体的な施策】</p>
<p>ひとり親家庭への支援については、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 11 条第 2 項第 3 号に規定する母子家庭等及び寡婦の自立促進計画として策定した「倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画」として、別に掲載します。</p>

3-4 配慮を要する子どもや家庭への支援とネットワークづくり
【現状と主要課題】
<p>【現状】</p> <p>① 日本社会においては、200 万人以上の外国籍住民が生活し、日本人と外国籍住民との婚姻も約 3 万人となるなど、国際結婚や国際交流、留学、就労などにより、外国にルーツをもつ人が増えています。</p> <p>② 児童養護施設や知的障がい児施設などで生活する子どもたちや、親（保護者）に障がいがある等様々な状況の下に暮らしている子どもたちがいます。</p> <p>【主要課題】</p> <p>① 言語、文化、習慣も違う社会で外国にルーツをもつ人が安心して生活していくためには、必要な支援と併せ周囲の人の理解と協力が必要となります。</p> <p>② 子どもたちが、地域の中で孤立したり、不利益を被ったりすることなく安心して健やかに成長するための支援が必要となります。</p>
【具体的な施策】
<p>① 外国にルーツをもつ子ども等への支援 保育所、認定こども園、学校等において、交流会や広報紙等を通じた子どもや地域住民への意識啓発を行うとともに、可能な限り母国語での情報提供や小中学校への加配教員の配置及び通訳者の派遣等により意思疎通を図るとともに、関係機関等と連携し、生活への支援を行っていきます。</p> <p>② その他配慮を要する子どもや家庭への支援 保育所、認定こども園、学校等において、交流会等の行事を通じた子どもや地域住民への啓発を行うとともに、意思疎通を図るための手話通訳者等の派遣等、生涯に応じた適切な支援や関係機関等と連携し、生活への支援を行っていきます。</p>

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
外国語版母子健康手帳の交付	外国人妊婦に対して必要な母子健康手帳を交付する。（英語・中国語・タガログ語・ハングル語・ポルトガル語・スペイン語）	保健センター
加配教員の配置	小中学校の抱える様々な課題を克服するため、定数に加えて、必要な加配教員を配置する。	学校教育課
通訳者（各国語）の派遣	学校行事等に可能な限り通訳者の派遣を行う。	学校教育課 子ども家庭課
各国語による情報の提供	保育所、認定こども園、学校等の通知や子育て情報について、可能な限り母国語による情報提供を行う。	〃
関係者との連携	子どもや家庭に即した関係機関、団体等と連携し、生活への支援を行う。	〃
各種啓発	保育所、認定こども園、学校等での交流会のほか、広報紙等による地域住民への啓発を図る。	〃
手話通訳者・手話奉仕員の派遣	聴覚障がいのある方が、公的機関等に外出する際に、手話通訳者・手話奉仕員を派遣する。	福祉課

関係者との連携	児童相談所、児童養護施設、母子生活支援施設ほか関係する機関、団体と連携して生活を支援する。	学校教育課 子ども家庭課
地域への啓発	施設行事での交流会、地域行事への参加のほか、広報紙等による地域住民への啓発を図る。	学校教育課 子ども家庭課 人権政策課
支援情報の提供	家庭児童相談室を中心に、各種支援情報を提供する。	子ども家庭課